

## 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例施行

近年、空き家等が放置されることにより建物が倒壊したり、建物の一部が破損し隣家や道路へ飛散するといった、近隣住民の生命・身体・財産等に被害を及ぼす事例が全国で出てきており、社会問題化していることを踏まえ、上牧町では平成30年12月に「上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例」を制定し、空き家対策に取り組んでいます。

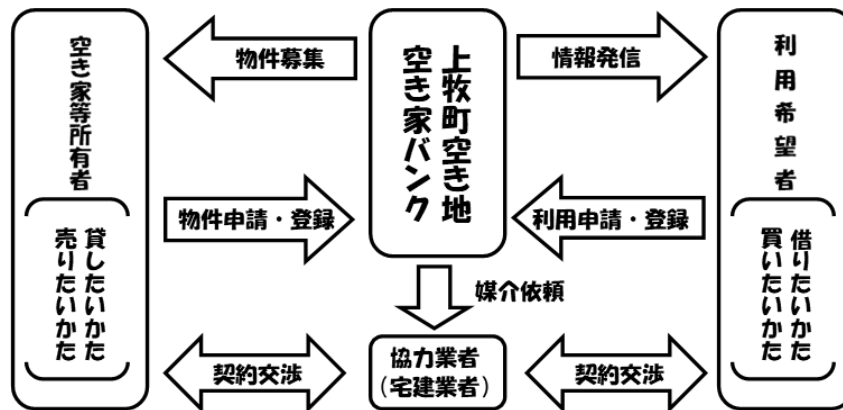


### 空き家バンク登録物件募集！！

#### 空き家バンク制度とは

空き家バンク制度は、空き家を「売りたい・貸したい所有者」と「買いたい・借りたい利用希望者」がそれぞれ登録を行い、利用希望者に空き家の情報を提供することにより空き家を有効活用し、地域の環境保全、定住促進および地域の活性化を図るものです。空き家の管理に苦労されているかた、空き家の老朽化や周辺環境への影響を心配されているかたなど、この制度を利用して空き家を有効活用してみませんか！

#### 空き家バンク制度のイメージ



【お問い合わせ先】上牧町役場 まちづくり推進課

住所 〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350

TEL 0745-76-1001

HP <https://www.town.kanmaki.nara.jp/akiyabank/>



### 空き家セミナー・相談会のご案内

空き家コンシェルジュと行政とが連携し、協働事業として定期的に相談会を開催しています。相談内容としては、管理、賃貸、売買、活用、空き家に関するあらゆる相談です。無料でご利用いただけます。

同時に空き家の維持・管理についてのセミナーも開催していますので、皆さまのご参加をお待ちしております。

空き家セミナー・相談会の詳細については、下記にお問い合わせください。

\*セミナー参加は予約不要です。

\*相談会には予約が必要です。

#### 特定非営利活動法人空き家コンシェルジュについて

NPO法人で奈良県初「空き家管理」に特化した団体です。行政や地域との連携をはじめ、建築・税務・法務など各専門家スタッフによる奈良県内の空き家を通じて地域活性につなげていく活動を進めています。

【お問い合わせ先】特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ

住所 〒634-0075 奈良県橿原市小房町9-32

TEL 0744-35-6211

HP <http://www.akiyaconcierge.com/>



# 所有者不明土地に係る固定資産税について

所有者不明土地に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から令和2年度に税制が改正されました。

## ●改正の背景

所有者不明土地等に係る固定資産税については、登記簿上の所有者が死亡している場合の相続人や、固定資産を使用し収益を得ている者がいるにも関わらず、所有者が正常に登記されていない土地などの調査及び特定に多大な時間と労力を要しています。

近年、人口の減少や少子高齢化の進展に伴う土地利用の需要の低下や、地方から都市部への人口移動を要因とした土地所有意識の希薄化等によって、所有者不明土地は増加しており、問題となっていました。

## ●令和2年度税制改正点

### ①現に所有している者(相続人等)の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者(相続人等)に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとなりました。また、申告がなかった場合、10万円以下の過料を科す規定を設けられました。

※令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用します。

### ②使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとなりました。

※住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等を行います。

※令和3年度分以後の固定資産税について適用します。

## ●お問い合わせ先

上牧町住民生活部税務課 固定資産税係

TEL 0745-76-1001 (内線126・148・124)